

議第 1 3 3 2 号

令和 3 年（2 0 2 1 年）1 2 月 8 日付け 都計第 4 2 7 号 熊本県知事付議

八代都市計画臨港地区の変更の件（八代港臨港地区）

令和 3 年（2 0 2 1 年）1 2 月 2 2 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第427号

令和3年(2021年)12月8日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



八代都市計画臨港地区の変更の件(八代港臨港地区)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別添のとおり貴審議会に付議します。

## 八代都市計画臨港地区の変更（熊本県決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
八代港臨港地区	約 4 4 7 h a	分 区
		商港区 2 0 . 1 h a
		特殊物資港区 7 9 . 4 h a
		工業港区 2 3 4 . 9 h a
		保安港区 1 5 . 4 h a
		漁港区 3 . 7 h a
		クルーズ港区 9 . 0 h a
		白 地 8 4 . 0 h a
計 4 4 6 . 5 h a		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

八代港臨港地区は、昭和 4 0 年に当初の指定がなされ、港湾の整備に合わせて順次拡大を行ってきた。

今回、八代港外港地区のクルーズ船専用岸壁が令和 2 年 3 月に完成したため、当該埋立地を新たに臨港地区に指定し、適切な港湾管理を行う必要があることから、臨港地区の追加指定を行うものである。



八代都市計画臨港地区の変更  
[熊本県決定]

計画図

縮尺:1/2,500

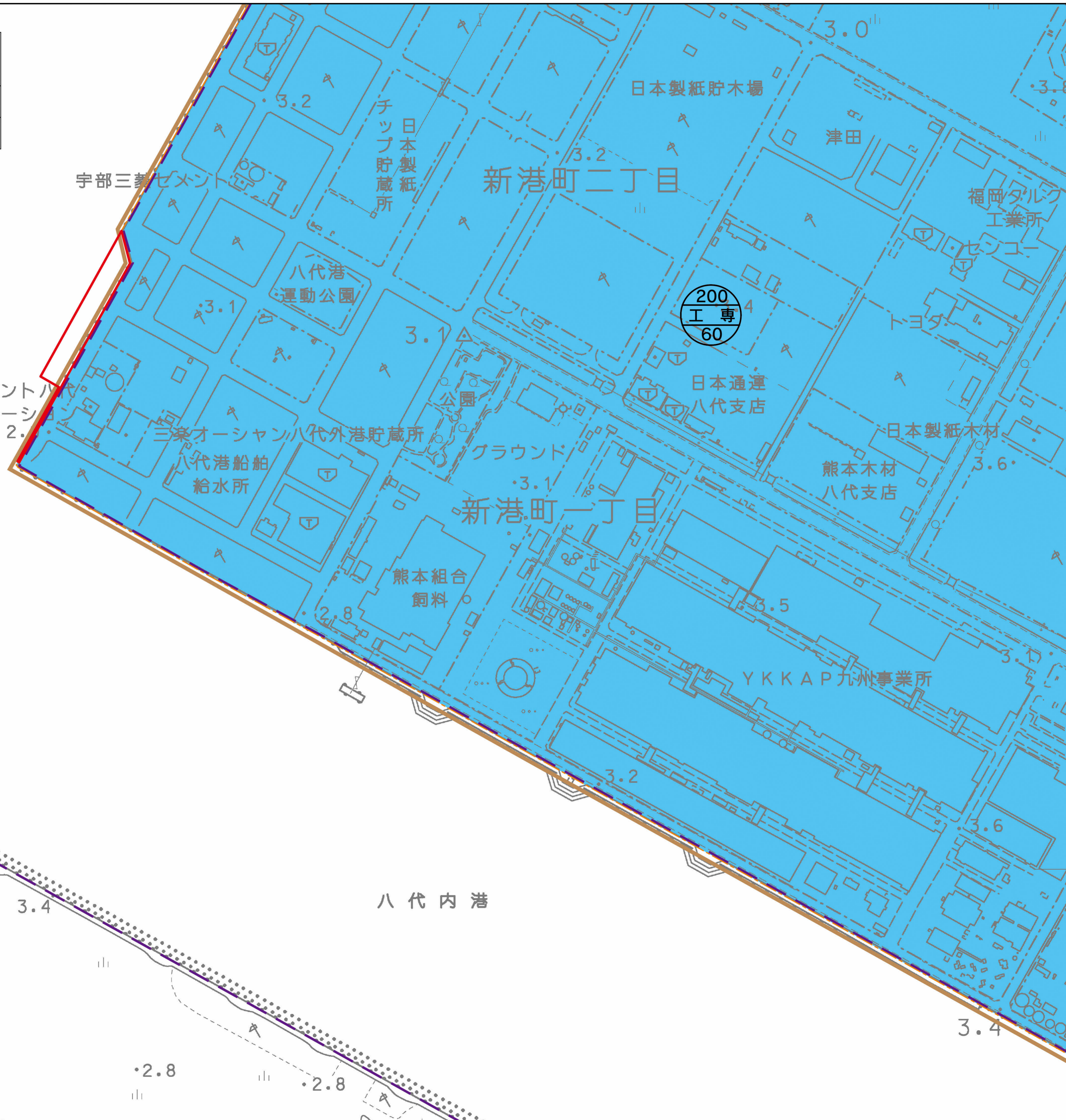
凡	例
	◎存続率◎用途地域◎建ぺい率
	下水道都市計画決定区域

種 類	容積率	建ぺい率	高さの制限	建築物の敷地面積の制限	建築物の高さの制限	備考
第一種低層住居専用地域	8/10以下	4/10以下	1.0m	165㎡	10m	
小 計						3.5%
第一種中高層住居専用地域	15/10以下	5/10以下	-	-	-	
小 計						19.3%
第二種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
小 計						20.2%
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
準住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	-	-	-	
小 計						7.0%
商業地域	40/10以下	8/10以下	-	-	-	
小 計						3.1%
準工業地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
工業地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
合 計						100%
無指定地域	20/10以下	7/10以下	-	-	-	

「本図(全国其2)の用途地域は全て建築基準法第二十二條範圍である」

変更区域

臨港地区(既区域)



-52.0

-53.0